

平成26年6月愛荘町議会定例会会議録

**議 事 日 程 (第3号)**

平成26年6月12日(木) 午前9時00分開会

- 日程第 1 議案第12号 議員辞職勧告決議
- 日程第 2 報告第 3号 平成25年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について
- 日程第 3 報告第 4号 平成25年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第 5号 平成25年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 5 承認第 1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第33号 愛荘町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第34号 愛荘町あんしん子育て医療費助成条例の制定について
- 日程第 9 議案第35号 愛荘町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第36号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第37号 愛荘町福祉医療費助成条例および愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第38号 愛荘町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第39号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第14 議案第40号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第41号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第42号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第43号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第44号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
-

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17

追加日程第1 議案第45号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定について

---

### 出席議員（14名）

1番 上 林 村 治 君	2番 西 澤 桂 一 君
3番 伊 谷 正 昭 君	4番 高 橋 正 夫 君
5番 外 川 善 正 君	6番 徳 田 文 治 君
7番 河 村 善 一 君	8番 小 杉 和 子 君
9番 本 田 秀 樹 君	10番 瀧 すみ江 君
11番 森 隆 一 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 吉 岡 忍ミ子 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宇野一雄君	教 育 長	藤野智誠君
総合政策部長	林 定信君	住民福祉部長	川村節子君
総務部長	中村治史君	管 理 主 監	北川孝司君
収納管理主監	小杉善範君	環境対策主監	北川 徹君
産業建設部長	北川元洋君	教育管理部長	青木清司君
教育主監	上田仁紀君	健康推進課長	酒井紀子君
福祉課長	岡部得晴君	建設・下水道課長	中村喜久夫君
人権政策課長	本田康仁君	生涯学習課長	山本隆男君

---

### 事務局職員出席者

議会事務局長	上 林 忠 恭	書 記	宮 崎 淳
--------	---------	-----	-------

開会 午前9時00分

**◎開会の宣告**

○議長（吉岡 ㇿミ子君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦勞さまでございます。本日は急な議会日程の変更にも関わらず、議員各位はじめまた執行部の皆さまには全員出席いただきましてありがとうございます。昨日は、私の不適切な発言で定例会を混乱させましたことについては深くお詫び申し上げます。

---

**◎開議の宣告**

○議長（吉岡 ㇿミ子君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**◎議事日程の報告**

○議長（吉岡 ㇿミ子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、議案審議に入ります。

---

**◎議提第12号の上程、説明、採決**

○議長（吉岡 ㇿミ子君） 日程第1、議提第12号 議員辞職勧告決議を議題とします。

本案については、昨日提案者より撤回の請求が提出されております。

お諮りします。ただいま議題となっております辞職勧告決議は撤回することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡 ㇿミ子君） 異議なしと認めます。よって、議提第12号 議員辞職勧告決議を撤回することに決定しました。

---

**◎報告第3号の上程、説明**

○議長（吉岡 ㇿミ子君） 日程第2、報告第3号 平成25年度滋賀県市町土地開発公社決算報告についてを議題にします。

町部局の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○**総務部長（中村治史君）** それでは報告第3号、議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。平成25年度滋賀県市町土地開発公社決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成25年度滋賀県市町土地開発公社決算について、別冊のとおり報告させていただくものでございます。

それでは、別冊の滋賀県市町土地開発公社の平成25年度事業報告書および財務諸表に基づき説明いたします。まず、別冊2ページをお開けいただきたいと思います。庶務関係でございます。役員の異動状況であります。役員は平成25年5月31日で退任されておりますが、同一の方が同年6月1日に理事・監事として就任されております。

続きまして、4ページをお願いいたします。理事会・監査会の会議関係が記載されております。理事会3回、監査会を1回開催されております。

次に、5ページの事業関係であります。まず土地保有状況につきましては、期首残高、面積6,110㎡・簿価額1億3,474万8,535円であり、処分により、期末残高は面積0㎡・簿価額は0円であります。

事業資金の調達については新規借入れはなしであります。

次に、本年度所得・造成・処分についてであります。取得および造成においては利息が18万4,449円であります。処分は野洲市、6,110㎡を地域交流センター等整備用地取得事業として行っております。

次に、6ページは年度別土地保有状況、7ページにつきましては用途別土地保有状況、8ページは事業資金の借入状況を年度別および用途別に区分して記載しておりますが、期末未償還元金は0円となっております。

次に、9ページの財務概要についてですが、事業収益といたしましては用地売却収益1億3,493万2,984円の計上に対し、事業費用は用地費用・支払利息ならびに管理費の合計1億3,717万1,204円であり、当期の事業収支は223万8,220円の損失であります。なお、公社が保有している申出事業用地のうち、償還の完了した「1申出事業用地」を、当該申出団体に売却し、本公社の保有地はすべて売却を終えたものであります。

また、事業外収支では、預金利息の2,604円の収益となり、当年度は223万5,616円の純損失の計上となっております。

続きまして、10ページの財務諸費表の貸借対照表につきましては、資産の部であり

ますが、流動資産は 963 万 8,816 円、事業勘定は 0 円で資産合計は 963 万 8,816 円と  
なっております。

11 ページの負債の部でございますが、仮受金、長期借入金とも 0 円です。資本の部  
につきましては、基本財産 620 万円、剰余金は 343 万 8,816 円、負債・資本の合計は  
963 万 8,816 円となっております。

以上、主なものをご説明させていただきましたが、その他、12 ページには損益計算  
書、13 ページには平成 25 年度欠損金処分計算書、14 ページにはキャッシュ・フロ  
ー計算書、15 ページには基本財産、16 ページには申出事業費用明細書、17 ページ以  
降につきましては付属資料が記載されておりますので、お目通しいたきますようお  
願いいたしまして、報告とさせていただきます。

**○議長（吉岡みこ子君）** これで報告第 3 号を終わります。

---

#### ◎報告第 4 号の上程、説明

**○議長（吉岡みこ子君）** 日程第 3、報告第 4 号 平成 25 年度愛荘町繰越明許費繰  
越計算書の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

**○総務部長（中村治史君）** それでは報告第 4 号、議案書の 3 ページでございます。

報告第 4 号 平成 25 年度愛荘町繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法  
施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を報告するものでござ  
います。平成 26 年度へ繰り越しする事業につきましては、3 月議会までにおきまし  
て繰越明許費の説明をいたしておりますが、愛荘町財務規則の規定に基づき財源内訳  
を明記の上、今議会に繰越計算書として報告することになっているものでございま  
す。

4 ページをお願いいたします。一般会計ですが、総務費の電子計算運営事業は子ど  
も子育て関連 3 法に基づき、子ども子育て新制度システムを構築する必要があること  
から 1,080 万円を、民生費の障害福祉総務事業は彦根市にあるかいぜ寮の大規模改修  
工事を平成 26 年度にかけて施工されるものであり 249 万 4,000 円を、農林水産業費  
の農振管理事業は農業振興地域整備計画策定業務において農業委員会の意見徴収・県  
協議・報告縦覧を行う必要があるため 600 万円を、同じく農林水産業費の農業基盤整  
備促進事業は愛知川西部地区における農業用排水路の整備を進める中で施工方法の工

夫により 1,635 万円、商工費の湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域活性化施設整備事業は湖東三山館あいしょうが平成 26 年 9 月末日に開業予定となることから 1 億 5,117 万 1,000 円を、土木費の道路維持費補修事業は橋梁維持補修工事において発注工法整備に時間を要したことから 7,185 万円を、同じく土木費の河川管理事業は追寺川の設計流域調査に時間を要することから 458 万 9,000 円を、消防費の消防施設整備事業は長野地区防火水槽工事の予定工期年内竣工ができなかったことから 1,500 万円を、教育費の公民館管理運営事業は地元調整に時間を要したことから 500 万円を、合計 2 億 8,325 万 4,000 円を 26 年度へ繰り越すものがございます。

以上、報告といたします。

○議長（吉岡あみ子君） これで報告第 4 号を終わります。

---

#### ◎報告第 5 号の上程、説明

○議長（吉岡あみ子君） 日程第 4、報告第 5 号 平成 25 年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長（中村治史君） 報告第 5 号、議案書の 5 ページでございます。報告第 5 号 平成 25 年度愛荘町事故繰越し繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、事故繰越し繰越計算書を報告するものがございます。

6 ページをお願いいたします。一般会計の土木費の道路新設改良事業の町道名神国八線道路改良事業において、工区内完了の未了のため歩道舗装および舗装完成後に設置の転落防止柵の施工の 236 万 1,000 円を、総務費の防犯事業の町道名神国八線街路灯設置事業において町道名神国八線道路改良事業の年度内完了が未了のため街路灯の設置についても施工ができなかったため 462 万 5,000 円を、合計 698 万 7,000 円を繰り越すこととなったものがございます。

以上、報告といたします。

○議長（吉岡あみ子君） これで報告第 5 号を終わります。

---

#### ◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡あみ子君） 日程第 5、承認第 1 号 愛荘町税条例の一部を改正する条

例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

[収納管理主監 小杉善範君登壇]

**○収納管理主監（小杉善範君）** それでは、議案書7ページ、承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日付けで、次のように専決処分をいたしましたので、同条3項の規定によりご報告し、承認をお願いするものでございます。

改正理由・要旨につきましては、別冊資料の1ページから3ページ、4ページから12ページは新旧対照表でございます。

それでは、別冊資料1ページから説明させていただきます。1ページをご覧くださいと思います。今回の改正は税負担軽減措置の整理合理化、新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の延長、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措置の創設など、地方税法の一部を改正する法律が第186回通常国会において成立し、3月31日に公布、4月1日に施行されることに伴いまして、本条への一部を改正する必要が生じたので専決処分をさせていただくものでございます。

それでは、改正内容でございます。

付則第6条 居住用財産等の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除、付則第6条の2 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除、付則第6条の3 阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除するものでございます。

次に、付則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を平成30年度までの3年間延長するものでございます。

続いて、2ページです。付則第10条の2につきましては耐震改修の行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設に伴い、当該既定の適用を受けようとする場合の申告についての規定を整理するものでございます。

次に、付則第17条の2につきましては、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を、平成29年度まで3年延長

するものでございます。

次に、付則第21条につきましては、規定の明確化および一般社団法人または一般財団法人に移行した旧民法第34条法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものに係る固定資産税の非課税措置を廃止するものでございます。

ただいま説明を申し上げました改正は、いずれも関係法令の一部を改正されたことによりまして、緊急に本条例の一部を改正する条例の制定および付則を定める必要が生じたことから専決処分をさせていただいたものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 討論なしと認めます。

これより、承認第1号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 起立全員であります。ありがとうございます。よって、日程第5、承認第1号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 日程第6、承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

〔収納管理主監 小杉善範君登壇〕

**○収納管理主監（小杉善範君）** それでは、議案書10ページになります。承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてご説明させていただきます。地方自治法第179条第1項の規定に基づ



き、平成26年3月31日付けで、次のように専決処分いたしましたので、同上第3項の規定によりご報告し、承認をお願いするものでございます。

改正につきましては、別冊の説明資料13ページをお開きいただきたいと思います。

改正の要旨と、15ページから18ページは新旧対照表でございます。

それでは、別冊資料の13ページから説明させていただきます。今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることによるものでございます。主な改正理由は課税限度額の引き上げ、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

それでは、改正内容について説明させていただきます。条例第2条は国民健康保険税の後期高齢者支援金と課税額に係る課税限度額を現行の14万円を16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の12万円を14万円に、それぞれ2万円引き上げるものでございます。

次に、条例第18条は地方税法施行規則の引用条項の改正に伴うものでございます。

次に、条例第23条は国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の35万円を45万円に引き上げるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子）** 討論なしと認めます。

これより、承認第2号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 起立全員であります。よって、認定第6、承認第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることに

ついてを承認することに決定しました。

---

### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡あみ子君） 日程第7、議案第33号 愛荘町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 大橋靖子君登壇〕

○総務課長（大橋靖子君） それでは、議案第33号 愛荘町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

議案書の12ページから15ページ、説明資料につきましては19ページから21ページまででございます。

この条例につきましては、今回、新たに制定させていただくものでございまして、別冊説明資料の19ページをご覧くださいと思います。説明資料19ページに制定理由ならびに要旨を書かせていただいておりますように、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、職員の配偶者が海外で勤務することとなった時、職員が退職することなく、配偶者とともに海外へ同行し、生活を共にすることができるよう休業制度が創設されました。

このことから、愛荘町におきましても地方公務員法に基づき、職員が退職することなく、配偶者の海外勤務等に同行することができるよう、休業制度に関し、必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

もう一度、議案書の12ページに戻っていただきまして、この条例につきましては11条から構成をいたしております。

第1条に趣旨、第2条では休業の承認について、第3条では休業の期間、第4条は休業の対象となる配偶者が海外に滞在する理由、13ページに移っていただきまして、第5条は休業の承認の申請、第6条では休業の期間の延長、第7条には休業の承認の取消し理由について、14ページに移っていただきまして、第8条では届出、第9条につきましては休業に伴う任期付採用および臨時的任用にかかる更新、第10条は職員復帰後における号級の調整、第11条では委任について定めています。

また、付則といたしまして、第1項でこの条例は公布の日から施行することとし、第2項からは関係条例の整理を行うものでございます。第2項といたしまして愛荘町

職員の定数条例の一部改正、15 ページに移っていただきまして、第3項では愛荘町職員の育児休業に関する条例の一部改正を行うものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉岡 糸三子君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡 糸三子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡 糸三子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡 糸三子君） 起立全員であります。よって、日程第7、議案第33号 愛荘町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡 糸三子君） 日程第8、議案第34号 愛荘町あんしん子育て医療費助成条例の制定についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村 節子君登壇〕

○住民福祉部長（川村 節子君） それでは、議案第34号 愛荘町あんしん子育て医療費助成条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書の16ページから20ページ、説明資料では22ページから30ページをお願いいたします。説明資料の方でご説明をさせていただきます。

まず、条例の制定の理由でございますが、子育て支援の一環として福祉医療費単独制度の助成対象を中学生まで拡大し、小中学生の医療費無料化を平成26年10月1日からの実施に伴い、医療費助成について必要な事項を定めるため、愛荘町あんしん子育て医療費助成条例を制定するものでございます。また、併せて、小中学生の医療費無料化について必要事項を愛荘町あんしん子育て医療費助成条例に定めることから、

愛荘町福祉医療費助成条例で定められていた小学生・中学生医療費助成について付則において所要の改正をするものでございます。

この条例につきましては、第1条から第14条で構成をされております。第1条が目的、第2条が定義、第3条が助成対象者、第4条が住所地特例、第5条が助成の範囲、第6条が受給券、第7条が助成の方法、第8条が助成方法の特例、第9条が助成の期間、第10条が届出、第11条が損害賠償との調整、第12条が受給権の保護、第13条が助成金の返還、第14条が委任でございます。

付則といたしまして、この条例の施行期日は平成26年10月1日から施行するものでございます。第2項においては、愛荘町福祉医療費助成条例の一部改正をお願いするもので、現行の愛荘町福祉医療費助成条例から小学生・中学生の記述の部分を削るとともに、この条例の施行日以前に受けた福祉医療費の助成は現行の愛荘町福祉医療費助成条例の規定により、助成することを定めております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子）** 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 起立全員であります。よって、日程第8、議案第34号 愛荘町あんしん子育て医療費助成条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 日程第9、議案第35号 愛荘町税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

〔収納管理主監 小杉善範君登壇〕

○**収納管理主監（小杉善範君）** それでは、議案第35号 愛荘町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書 21 ページから 28 ページでございます。説明資料は 31 ページから改正理由と要旨、39 ページから 72 ページまでが新旧対照表でございます。

それでは、説明資料の 31 ページから説明させていただきます。今回の改正は個人住民税の公的年金からの特別徴収制度による本徴収と仮徴収の平準化等による見直し、金融所得課税の一体化、法人税割の税率の引き下げおよび軽自動車税の税率の引き上げおよび特例措置を講じるなど、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、税条例の一部を改正する必要が生じたことから所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容でございます。

条例第23条 町民税の納税義務者等につきましては、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備をするもので、施行日は平成28年4月1日であります。

続いて、条例第33条 所得割の課税標準につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項のずれによる改正で、施行日が平成28年1月1日。

条例第34条の4 法人税割の税率につきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため消費税率、国・地方合わせて8%の段階において、法人住民税、法人税割りの一部を国税化し、地方交付税の原資化とされることに伴う税率の引き下げを行うもので現行の税率14.5%から2.6%減じて11.9%に変更するもので施行日は平成26年10月1日です。

続いて、条例第47条の2 公的年金等に係る所得に係る個人住民税の特別徴収につきましては、賦課期日後に町の区域外に転出した場合の除外規定を削除し、特別徴収を継続するもので、施行日は平成28年10月1日であります。

条例第47条の5 年金所得に係る仮特別徴収税額等につきましては、公的年金から徴収する個人住民税の平準化を図るため、特別徴収税額の算定方法を見直すもので、施行日は平成28年10月1日であります。

続いて、32 ページになります。条例第48条 法人の町民税の申告納付および第52条 法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましては、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されるとともに、外国法人に係る申告

納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備を行うもので、施行日は平成28年4月1日であります。

条例第57条 固定資産税の非課税の適用を受けようとするものがすべき申告につきましては社会福祉法人等が小規模保育事業または認定子ども園の用に供する固定資産についての固定資産税の非課税措置が新設されるのに伴い、非課税規定を受けようとする場合の申告を義務付けることとし、次に第59条は、逆に非課税規定を受けなくなった場合も申告を義務付けることとし、地方税法の引用条項を規定するもので、施行日は子ども子育て支援法の施行日であります。

32 ページから 33 ページであります。条例第82条 軽自動車税の税率につきましては、軽自動車の大型化、高性能化および自動車税との均衡を考慮し、負担の公平性の観点から2輪の税率を約1.5倍、最低2,000円に引き上げ、軽4輪車等および小型特殊自動車の税率を自家用自動車は1.5倍、その他は1.25倍に引き上げるもので、施行日は平成27年4月1日でございます。なお、経過措置により27年3月31日以前に、はじめて車両番号を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車は、現行の税率を適用するものでございます。

続いて、付則第4条の2につきましては、租税特別措置法改正に伴う所要の措置として、公益法人等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税の承認の取り消しがされた場合における当該譲渡所得にかかる所得割について、対象となる公益法人等とみなされる法人の一定の要件を満たした法人を加えるもので、施行日は平成29年1月1日であります。

付則第7条の4 寄付金控除における特例控除額の特例につきましては、付則第19条の2の新設に合わせて引用条項を追加し、規定繰上げに伴う引用条項の条ずれを修正するもので、施行日は平成29年1月1日であります。

続いて、34 ページ、付則第16条の3 上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、続いて付則第19条 一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、続いて付則第19条の2 上場株式等に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、金融所得課税の一体化として現行の金融証券制度の公社債等と株式等を上場株式等と一般株式等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備をするもので、施行日は平成25年1月1日であります。

付則第19条の3 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例

につきましては、非課税口座内の上場株式等に係る譲渡所得の非課税措置については贈与等による払出しがあった場合のみなし規定を追加するもので、施行日は平成27年1月1日であります。

続いて、35 ページであります。付則第19条の4 特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例、続いて、付則第19条の5 源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例、続いて、付則第19の6 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除、付則第20条 特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除および譲渡所得等の課税の特例につきましては、単に課税計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ条項を削るもので、施行日は平成29年1月1日であります。

付則第20条の2は、付則第20条の規定を削ったことにより、本付則を付則第20条に繰り上げるもので、施行日は平成29年の1月1日であります。

付則第20条の3 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除につきましては、単に課税計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ条項を削るもので、施行日は平成29年1月1日であります。

続いて、36 ページになります。付則第20条の4 条約適応利子等および条約適応配当等に係る個人町民税の課税特例につきましては、条約適応配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い、法改正に合わせ改正するとともに本付則を付則第20条の2に繰り上げるもので、施行日は平成29年1月1日であります。

付則第20条の5 保険料に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、単に課税計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ条項を削るもので、施行日は平成29年1月1日であります。

付則第23条、続いて付則第23条の2、37 ページの付則第24条の東日本大震災に係る特例につきましては、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならない事項を除き、条例には規定しないこととされたことから、条例を削るものであります。

37 ページの付則第25条は、付則第23条および第24条の削除により本付則を付則第23条へ繰り上げるもので、施行日は平成27年1月1日であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉岡系ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡系ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第35号 愛荘町税条例の一部を改正する条例に反対を行います。

議案第35号は3月20日、国会において可決成立した地方税法の改正に伴い、愛荘町税条例の改正を提案されてきたものです。当然、この条例に東日本震災にかかる税制上の特例と言いますか、その特例の延長が入っている。しかし、国会での地方税法の改正、消費税増税を前提とした課税は景気対策のための限定措置、そのことによって地方税収の減収分を代替、その1つが2輪、要するに本町に一番関わる2輪車や軽自動車の増税、また法人減税と言いながら、結果としては地方交付税の財源にするための措置が講じられただけということであります。

特に本町に関わっての増税の部分では、自動車の所得税の引き下げに伴って2輪車、軽自動車の大幅な増税、また経年、要するに13年の経過した自動車の重課税の導入、軽自動車の保有状況は本町も全国的に同じで、安価で購入できる、また維持費が安価で済む、こういった状況から現状の経済状況を反映して、保有台数が増えています。要するに、こうした少しでも家計を助けたい、家計への負担感を少なくしたいという状況の中でありながら、軽自動車の増税と、また消費税の増税と言って、次から次へと庶民への課税が大きく負担を押し付けています。

一方、私たちはしっかりとみておかなければならないのは、富裕層に対する税制上の優遇です。今ここに書いてあるように、結果として特定口座、そこにも大きな落とし穴があるわけです。すなわち、日本版ISA、証券会社などに開設された口座について、毎年最大500万円まで5年間の投資を目的とする口座に非課税とする、こうした優遇税制があるわけです。

町民の中のほとんどの方々がわずかな預貯金、これに対しては20%の課税がされているのです。この大きな違い、このことをしっかりと見とかなければなりません。しかも、所得税、累進課税この状況も私たちは知っておくべきだと思います。実は1億円という高額な所得を持ってそれを超えていくと、逆に負担率が下がっているという現象が起こっているんです。それは所得税の最高税率は決まってはいるんですが、実



際土地や株式、金融、こういうものに対しては、減税とか、軽減率で掛けられているために、結果としてこうした歪んだ状況が生まれているわけです。ですから、お金の持っている人ほど、よりに豊かになるという税制上の状況です。逆に、金のない人はどのように暮らしていけばいいのかというほど、あらゆる方面から負担が重くのしかかってきているわけです。まさに微塵の情けもない、こんな政治になっているわけです。

先ほども言いましたように、現行の金融所得課税の一体化では株式譲渡分を株式配当と通算して、減税できる制度、要するに後年度に損失をつくり出しても今年度に相殺していけるという税制上の優遇があるわけです。

これで安倍総理はある意味では株価の値上げをし、皆さんもご存知のように年金を財源にして株式に投資していく。そのようにして意識的に株価を引き上げて、あたかも景気が浮上したかのような、こんなことまで考えているわけです。

こんなとんでもない状況の中で、社会保障の財源と言いながら、消費税などいろいろと税制上の仕組みをつくっているわけですが、結果として社会保障の財源に回っていないというこの現状、何としても私たちはしっかりと見ぬいていく、また知っていくことが非常に今大事なんです。私たちの暮らし、自らの暮らしを守るためにも本当に暮らしやすい税制、このことが今1日も早く求められているし、しかもそうしなければ、本当に200万円以下の所得の人たちが、年金生活者が暮らしていけなくなってしまう。この現状を厳しく訴えて反対討論といたします。

**○議長（吉岡 兎ミ子君）** ほかに討論ございませんか。9番、本田秀樹君。

**○9番（本田秀樹君）** 9番、本田秀樹。議案第35号 愛荘町税条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

今回の改正は外国法人に対する国税の課税原則が総合主義から帰属主義へと見直されることに伴う法人住民税の改正をはじめ、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方法人税を国税として創設して、地方交付税の原資とするための法人住民税法人税割りの税率引き下げ、公的年金から徴収する個人住民税の平準化を図るための算定方法の見直し等を行われるものであります。

また、軽自動車税の税率については、実質的には昭和59年度改正以後行われておらず、軽自動車の大型化・高性能化および自動車税との均衡を考慮し、負担の公平性の観点から見直しを行うとともに、グリーン化税制を進める観点から、3輪以上の軽

自動車を対象に、平成28年度以降に重課税率を適用されるものであり、本条例の議決を求めることについて賛成するものであります。

議員各位におかれましても、趣旨の理解をいただき、ご賛同をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子）** これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 起立多数です。よって、日程第9、議案第35号 愛荘町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 日程第10、議案第36号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

〔収納管理主監 小杉善範君登壇〕

**○収納管理主監（小杉善範君）** それでは、議案第36号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書29ページから30ページでございます。説明資料は73ページから改定理由と要旨、75ページから79ページまでが新旧対照表でございます。

それでは、説明資料の73ページから説明をさせていただきますので、お聞きいただきたいと思っております。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、金融所得課税の一体化等の見直し等により本条例の規定について所要の改正を行うものであります。

それでは、改正の内容でございます。付則第10項 上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例、付則第13項 株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、付則第14項 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例、これにつきましては税条例と同様、

金融所得課税の一体化として現行の金融証券税制の公社債等と株式等を上場株式等と一般株式等の分離課税に改組したことに伴う所要の規定の整備を行うもので、施行日は29年の1月1日であります。

付則第15項、付則第16項、付則第18項につきましても、税条例と同様に単に課税計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、条項を削るもので、施行日は平成29年1月1日であります。

次に、付則第17項を付則第15項に、付則第19項を付則第16項に、付則第20項を付則第17項に、付則第21項を付則第18項に繰り上げるもので施行日は平成29年1月1日であります。

74ページになります。付則第22項 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡所得の延長の特例につきましても、東日本大震災に係る特例については条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定められなくてはならないこととされている事項を除き、条例には規定しないこととされたことから削るものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

**○議長（吉岡 弘 子 君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡 弘 子 君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。13番、辰己 保君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。議案第36号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対を行います。

この保険税条例の改正についても、先ほど町税条例の改正の部分で、その問題点は指摘をしました。私はこの場では、要するにこうした優遇税制が、大きく言えば本町の国民健康保険事業会計、独立事業会計をそのものを困難な状況をつくり出しているんだということ。要するに、適正な課税を行って、そういった適正の課税のもとで、国保会計の財源となっていくなら、今日のような状況になっていったかどうかということであります。要するに、今本町においても税の二重課税だとか、こうした誤った見方をしている、こういった状況の中で、庶民や皆さんの事務事業に非常に厳しさだけが目を向けられている。実際はその大元は、こうした税制にあるんだということ、そのことをしっかり私たちは踏まえて、要するに町民に向けて問題があるんだという発信は改めて改めるべきだということを訴えて、反対討論といたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論ございませんか。9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹。議案第36号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成討論を行います。

今ほど理事者側の方から一部改正の理由ならびに条例の趣旨等の説明をいただきました。今回の改正は金融所得課税の一体化等の見直しにより、特定公社債等に利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたこと、また株式等にかかる譲渡所得等の申告分離課税制度が上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度と一般株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度に改組されたことに伴い、改正されるものであり、本条例の議決を求めることについて賛成するものであります。

議員各位におかれましても、趣旨のご理解をいただき、ご賛同のほどよろしく願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立多数です。よって、日程第10、議案第36号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第11、議案第37号 愛荘町福祉医療費助成条例および愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

○住民福祉部長（川村節子君） それでは、議案第37号 愛荘町福祉医療費助成条例および愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

議案書は31ページから34ページ、説明資料は80ページから87ページをお願いい

たします。

まず、説明資料 80 ページでご説明を申し上げます。改正の理由でございますが、本年4月から、国の特例措置の見直しにより、70歳から74歳までの自己負担割合が法定負担どおりの2割に戻り、現行の福祉医療費助成制度では、世代間に不整合が生じることから、ひとり暮らし高齢寡婦および低所得老人の助成対象を65歳から74歳までにすることと、自己負担割合を65歳から69歳については、これまでの1割から2割に段階的に引き上げるものでございます。

また、70歳から74歳については国の見直しに関わらず、1割負担を維持するものでございます。国の制度見直しにより、2割負担となる人に対して、新たな助成を行い1割負担を据え置くことから、愛荘町福祉医療費助成条例および愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、ひとり暮らし高齢寡婦および低所得老人の65歳から69歳までの方の福祉医療費助成を2割から1割に改め、自己負担割合について1割から2割に段階的に引き上げるとともに、滋賀県独自の制度として70歳から74歳までの方について、新たに1割の福祉医療費助成を行い、自己負担割合を1割とするため改正を図るものでございます。

付則といたしまして、この条例の施行期日を平成26年8月から施行するとともに、この条例の施行日以前の対象者については生活値を設けて、それまでの制度内容を維持するとともに、平成26年4月1日から6月30日までに70歳に到達した方についても、これまでの制度内容を維持することを規定しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。10番、瀧 すみ江君。

**○10番（瀧 すみ江君）** 10番、瀧 すみ江。反対討論を行います。

議案第37号 愛荘町福祉医療費助成条例および愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例に対し、反対を表明します。

今年4月から70歳から74歳までの医療費の自己負担割合が1割から2割へ引き上げられ、4月以降に70歳になった人から2割に引き上げられたことには批判する

ところですが、県施策で70歳から74歳までのひとり暮らし高齢寡婦と低所得者老人には1割負担が継続される内容については賛成します。

しかし、65歳から69歳までは、これまでの1割負担を段階的に2割に引き上げるという負担増の内容が含まれていることを訴えまして、反対討論といたします。

**○議長（吉岡 糸ミ子君）** ほかに討論ございませんか。8番、小杉和子君。

**○8番（小杉和子君）** 賛成討論を行います。福祉医療費助成条例および老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

議案第37号 愛荘町福祉医療費助成条例および愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について賛成する立場から討論を行います。今回の改正は滋賀県福祉医療費助成制度が改正されるとともに、福祉医療費助成条例および老人福祉医療費助成条例の一部を改正されるものです。

改正内容は、65歳から69歳の自己負担割合を段階的に引き上げるとともに、70歳から74歳までの方については国の見直しに関わらず、新たに助成を行い1割負担を維持するものであります。

本条例の改正については、妥当なものであることから賛成するものです。議員各位におかれましてもご理解いただき、承認にご賛同お願いいたします。これで討論を終わります。

**○議長（吉岡 糸ミ子君）** ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡 糸ミ子君）** これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（吉岡 糸ミ子君）** 起立多数です。よって、日程第11、議案第37号 愛荘町福祉医療費助成条例および愛荘町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15分といたしますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時15分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を行います。

---

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第12、議案第38号 愛荘町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育管理部長。

〔教育管理部長 青木清司君登壇〕

○教育管理部長（青木清司君） それでは、議案書の35ページをお願いをいたします。議案第38号 愛荘町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げます。説明資料の88ページをお願いをいたします。

改正する理由といたしましては、地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律第15条の規定により、社会教育法の一部が改正され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、愛荘町社会教育委員の委嘱の基準を定める必要があるため、愛荘町社会教育委員設置条例を改正するものでございます。

愛荘町社会教育委員設置条例の一部を次のように改正いたします。第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次の次に1条を加えるものでございます。

委嘱の基準、第2条 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

1号 学校教育の関係者、2号 社会教育の関係者、3号 家庭教育の向上に資する活動を行うもの、4号 学識経験を有する者。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第38号 愛荘町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第13、議案第39号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

[総務部長 中村治史君登壇]

○総務部長（中村治史君） それでは、議案書36ページでございます。議案第39号でございます。損害賠償の額を定めることにつきまして、損害を次のとおり賠償することについて地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 相手方として滋賀県犬上郡甲良町長寺191番地 大橋久男

2 事故の概要でございます。平成26年3月31日、午前10時10分頃、職員が彦根愛知犬上行政組合へ向かう途中、石畑632番地地先交差点を走行中、一旦停止を無視した相手方軽トラックが、運転席ドアの後部付近から荷台にかけて衝突し、破損させたものでございます。

3 損害賠償金ということで、1万6,080円でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第39号 損害賠償の



額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡あみ子君） 日程第14、議案第40号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 中村治史君登壇〕

○総務部長（中村治史君） それでは、議案第40号を説明いたします。議案書37ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,113万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億5,504万4,000円とするものでございます。

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

41 ページをご覧ください。「第2表 債務負担行為補正」として町道長野外周道路2・3号線道路改良事業、平成27年度までの期間で、限度額を1億390万円追加するものでございます。

次、42 ページをご覧ください。「第3表 地方債補正」として合併特例事業について、限度額を7億270万円に補正をお願いするものでございます。

事項別明細書で各課目の補正額の内容を説明させていただきます。45 ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。国庫支出金の民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金は障害者自立支援給付費負担金150万円の減額と障害者自立支援医療費負担金150万円の追加を、民生費国庫補助金の老人福祉費補助金は地域包括ケアシステム構築事業補助金270万4,000円を追加、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は旧愛知郡役所調査保存事業における交付金340万円の追加、県支出金の民生費県負担金の障害者自立支援給付費負担金は障害者自立支援給付費負担金75万円の減額と障害者自立支援医療費負担金75万円の追加、民生費県補助金の障害福祉費補助金は障害者自立生活支援ホーム事業補助金43万3,000円の追加、農林水産業費県補助金の農業委員会費補助金は農業委員会運営費交付金30万4,000円の追加、

農業振興費補助金は経営体育成支援事業補助金234万円、強い農業づくり補助金6,112万円の追加、林業費補助金木の学習机等木製品利用促進事業補助金250万円の追加、教育費県補助金の学校教育費補助金は明日の教育のための支援事業補助金500万円の減額と、46ページをお願いします、確かな教育支援事業補助金500万円の追加、県支出金教育費委託金の学校教育費委託金は子ども輝き人権教育推進実践活動費委託金11万5,000円の追加、繰入金財政調整基金繰入金は歳入歳出財源調整として1億7,106万2,000円の追加、諸収入雑入の総務費雑入は町有自動車損害共済保険金1万6,000円の追加、コミュニティ助成事業助成金は岩倉・常安寺・東円堂各防災会事業が不採択となったことから460万円減額、農林水産業費雑入は農地中間管理事業業務委託料60万円の追加、消防費雑入は地域づくりアドバイザー事業の助成金20万円の追加、消防費雑入は消防団員等公務災害療養補償費50万円の追加、その他雑入は公用車事故の賠償金44万3,000円の追加、町債総務債の合併特例債は1億9,000万円の追加であります。

次に、歳出でございますが、平成26年度当初予算については骨格的予算であることから、政策予算ほかについて補正をお願いするものです。主なものは旧愛知郡役所調査保存事業費、福祉医療制度拡大でつくし保育園建設整備、湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域活性化施設整備事業費、町道整備事業費であります。

また、人件費は当初予算に副町長の人件費を満額計上していましたが、不在期間分の副町長人件費の減額と、人事異動ならびに昇格に伴う人件費の補正であります。

47ページからでございます。議会費は職員人件費7万6,000円の減額、総務費一般管理費は4月・5月分の副町長の人件費237万1,000円の減額、人件費742万円の追加。

48ページでございます。備品購入費においては町職員貸与襟章購入経費30万4,000円の追加、文書広報費はフェイスブックの導入に伴う写真の撮り方講座開催講師謝金3万円の追加、財産管理費は公用車事故の損害賠償金1万7,000円の追加、企画費旅費は外国人集住都市会議出張旅費8万1,000円の追加、役務費不動産の鑑定手数料が旧愛知郡役所土地交換に伴う鑑定手数料75万円の追加、登記手数料が（仮称）愛知川宿街道交流館整備事業用地の登記手数料15万5,000円の追加、委託料は旧愛知郡役所施設業務委託料として文化財調査・ボーリング調査・文化財保存修理計画の策定・基本設計・実施設計として1,700万円の追加、愛荘町紹介映像作成業務委託料200

万円の追加、負担金補助及交付金は外国人集住都市会議負担金 20 万円の追加、コミュニティ助成事業補助金は岩倉・常安寺・東円堂の防災会事業が不採択となったことから 460 万円の減額、電子計算費の委託料は福祉医療システム改修費 540 万円の追加、税務総務費は人件費 1,123 万 8,000 円の減額。

続いて、49 ページです。戸籍住民基本台帳費は人件費 155 万円の減額、統計調査総務費は人件費で 3 万 7,000 円の追加、民生費の社会福祉総務費は人件費 1,282 万 5,000 円減額と、続いて 50 ページでございます、福祉医療拡大に伴う経費として需用費 7 万 6,000 円、役務費 39 万 3,000 円、負担金補助及び交付金は国保連合会システム改修負担金 15 万円、扶助費 523 万円の追加であります。

次に、社会福祉施設費は人件費 342 万 4,000 円の減額、需用費の修繕料は山川原地域総合センター改修工事費の 278 万 7,000 円の追加、委託料は当工事に伴う設計監理委託業務 47 万 9,000 円の追加、備品購入費は川久保・山川原両地域総合センターのパソコン教室用パソコン各 11 台の更新経費として 236 万 6,000 円の追加。

50 ページ下段からから 51 ページです。老人福祉費は地域包括ケアシステムの構築事業経費として職員手当 3 万 7,000 円、共済費 19 万 9,000 円、賃金 124 万 8,000 円の追加であり、いずれも臨時職員分であります。報償費は地域ケアシステム構築事業の検討会委員の謝礼として 46 万円、旅費 1 万 5,000 円、需用費 30 万 9,000 円、役務費 24 万 9,000 円の追加、次に国民健康保険費は国民健康保険事業特別会計繰出金 66 万 7,000 円の減額、障害福祉費は役務費および扶助費において事業振り替えを、負担金補助及び交付金は障害者自立生活支援ホーム事業補助金 86 万 7,000 円の追加、介護保険金は介護保険事業特別会計繰出金 544 万 7,000 円の減額、後期高齢者医療費は後期高齢者医療事業特別会計繰出金 157 万 7,000 円の追加、民生費児童福祉総務費はつくし保育園建設整備経費で需用費 5 万 5,000 円、役務費 130 万 5,000 円、委託料 351 万 1,000 円、工事請負費 1 億 1,538 万 8,000 円。

次に、52 ページであります。公有財産購入費 7,691 万 9,000 円の追加、保育園費は人件費 919 万 9,000 円の追加、次に児童福祉施設費は人件費 5 万 7,000 円の追加、衛生費保健衛生総務費は人件費 309 万 6,000 円の追加。

53 ページです。環境衛生費は地球温暖化防止実行計画改定委託料 123 万 5,000 円の追加、保健衛生諸費は人件費 237 万 8,000 円の追加、農林水産業費農業委員会費は賃金 30 万 4,000 円の追加、農業総務費は人件費 498 万 5,000 円の追加と臨時職員通

勤手当 2 万 4,000 円の追加。

54 ページです。農業振興費賃金は農地中間管理事業臨時職員賃金 60 万 1,000 円の追加、負担金補助及び交付金は強い農業づくり補助金 6,723 万 2,000 円、経営体育成支援補助金 234 万円の追加、農地費は人件費 86 万 3,000 円の追加、商工費商工総務費は人件費 965 万 7,000 円の追加、商工振興費は姉妹都市栃木県那珂川町において物産展を開催する経費として旅費 12 万 1,000 円。

次、55 ページであります。役務費 2 万 4,000 円、使用料及び賃借料 3 万 1,000 円の追加、負担金補助及び交付金はキビタの地場産業育成事業補助金 250 万円の追加、観光費は（仮称）地域力創造アドバイザー設置経費として職員手当 19 万 1,000 円、共済費 34 万 4,000 円、賃金 225 万円の追加、備品購入費は湖東三山館あいしょうの備品購入費 1,144 万 3,000 円の追加、負担金補助及び交付金は町観光協会補助金 147 万 2,000 円の追加、土木費土木総務費は人件費 564 万 3,000 円の減額。

56 ページです。道路橋梁総務費は人件費 16 万 6,000 円の追加、道路新設改良費役務費は町道改良事業に伴う不動産の鑑定手数料および登記手数料 135 万円の追加、委託料は町道整備事業の測量設計業務委託料 700 万円の追加、補償補てん及び賠償金は町道改良事業に伴う移転補償費 8,850 万円の追加、道路維持費は町道維持補修の測量設計委託料 150 万円の追加、都市計画総務費負担金補助及び交付金は生活環境整備対策事業補助金 115 万円の追加、下水道費は下水道事業特別会計繰出金 1 万 6,000 円の減額、住宅管理費は町営住宅修繕費 52 万 6,000 円の追加。

次に 57 ページです。小集落地区改良事業費は人件費 6 万 6,000 円の追加、消防費非常備消防費は消防団員等公務災害療養補償費 50 万円の追加、防災対策費は愛荘町地域防災計画印刷費 100 万円の追加、教育費事務局費は人件費で 503 万 2,000 円の減額および嘱託臨時職員の通勤手当 20 万 3,000 円の追加。

58 ページです。教育振興費は子ども科学人権教育推薦実践活動事業の報償費 5 万円、旅費 7,000 円、需用費 5 万 8,000 円の追加、小学校費学校管理費は愛知川東小学校講師 2 名の通勤手当 11 万 6,000 円の追加と秦荘東小学校臨時講師の通勤手当 5 万 8,000 円の追加、中学校費学校管理費は愛知中学校嘱託講師の通勤手当 3 万 8,000 円の追加、教育振興費は愛知中学校特別支援教育支援員の通勤手当 2 万 6,000 円の追加、幼稚園費は人件費 18 万 5,000 円の減額。

59 ページです。愛知川幼稚園グラウンド拡張設計業務委託料 289 万 5,000 円の追

加、社会教育費社会教育総務費は人件費 73 万 2,000 円の追加、図書館費は人件費 878 万 6,000 円の追加。

次、60 ページであります。嘱託職員通勤手当 24 万 9,000 円の追加、特殊建築物定期調査報告委託料 38 万 9,000 円の追加、博物館費は嘱託職員通勤手当 2 万 9,000 円の追加、保健体育費体育施設費は特殊建築物定期報告業務委託料 42 万 2,000 円の追加、給食費は人件費 9 万 3,000 円の追加、食育指導員の産休及び育児休暇による代替職員の賃金 152 万 7,000 円の追加であります。

なお、61 ページは特別職の補正予算の給与費明細書、62 ページは一般職の補正予算の給与費明細書を付けさせていただいております。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。7 番、河村善一君。

**○7 番（河村善一君）** この旧愛知郡役所の設計業務委託費のことに関連して質問いたします。一昨日、昨日の新聞でもございますけれども、旧愛知郡役所の保存に反対する会の方々が町長に、あるいは議長に対して署名をもって来られたと報道されております。まず、業務委託前に町民の意見を聞くべきではないかというような趣旨であったらと思うのですが、そのことについて町長の意見を求めたいと思います。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** それでは、お答えをいたします。議員おっしゃるとおり、過日 6 月 10 日でしたけれども、愛知高等学校同窓生 4 人の方から、旧愛知郡役所の保存することに反対する署名をいただきました。確かに、住民の意見も云々でしたけれども、大半はランニングコストの問題に触れていたかなというように思います。

アンケートの問題につきましては、毎回、答弁させていただいておりますけれども、元々平成 24 年の 3 月時点では、過日の竹中議員の一般質問でもご答弁申し上げましたけれども、確かに、「アンケートはしないといかんのかな」というような気持ちは持っておりました。その後、平成 24 年度に入りまして、従年来言っていますように愛知高等学校に高等養護学校が併設される、それについて障害のある子が自立性、社会性を持たすために、こういったものの一部ですけれども、施設として使わせてもらえないかというような話もありまして、そこら辺でちょうど協議をいたしました経過が

あります。それは内部ですし、まだその時点では議会には何も申し上げません。その時点で、協議をしております、実は6月ぐらいに私どももアンケートをしようかなということで準備はしていたんですけれども、今ちょうどその業務を同時に平行検討しております関係で、ちょっと見合わすということで凍結させてもらったという経過の中で、ある程度、具体化がしてきましたので9月議会の、その当時の町長答弁の中で一応アンケート調査については見合わせていただくというような一般質問の答弁に答えさせていただいたという経過がございます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 7番、河村善一君。

○7番（河村善一君） その署名を集められた方の中で、おっしゃっておられた方ですけれども、30軒行つたと、30軒ともそのことについての、この署名を受けてきたと。強調されていたのは、行った家、全部100%の家で署名を、反対の署名をもらったんだと、この確率あるいはこれからどんどん行って半数以上の方が署名を集められた時に、町長はどういう態度をとられるのか。

私は今一度、やはり、ちょっとこれはボタンの順序の問題ですけれども、ちゃんとアンケートを取って住民の意思をはっきりと確認した上で進めるということについては、私は保存のあり方はいろいろあると思いますけれども、確認して進められるべきではないかと。だから、まず曳家とか、すべてある前に、いろいろの検討をもっと住民に知らすべきではないかと、私自身は思うのですけれども、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） お答えをいたします。やはり、住民さんに知らせるということとは重要だと思います。それは何だかの形で知らせては行きますが、平成21年にまだ愛知高の話が出ない時代ですけれども、確かに約8,900人の方から保存を望むということで署名をいただいています。しかしながら、それは全部が全部、町民ではございません。そのうちのだいたい3,800人ぐらいの署名をいただいています。それも我々は重く受け止める必要があると思います。昨日いただいたのが1,600名強でしたか、まだまだこれから署名活動をするという話でしたけれども、今の時点ではアンケートをやるか、やらないかというのはこの前の全協でお答えさせていただきましたけれども、もう考えていないということでございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 7番、河村善一君。

○7番（河村善一君） もう一度だけ確認をしておきます。その署名をされた方、最初は保存、保存は残すということで残してほしい。でも、そのことの話聞いた上で、最初に署名をされた方でも、今の現在の町丸抱えの保存については反対だと、そちらの方の立場に立っておられる方もおられるということは申し述べておきたいと思いません。

そういう意味において、私自身は今一度やはり町民の意見を確認した上で、保存のあり方、あるいはこの進め方、やはりされた方が、私は町長あるいは執行部にとっても楽なんじゃないかと。どこまで進んでもそれは平行になるかわかりませんが、これは署名、もっとももっとどんどん集まっていった時に、再度言いますけれども、過半数以上集まった時、町長はどういう態度を取られるか、そこだけお尋ねしておきたいと思おます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 過半数集まるかどうかはわかりませんが、基本的にはもうこの事業を進めるという方向でやらせておりますので、現時点においては進めさせていただきますというように思っております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ございませんか。9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹、質疑をさせていただきます。

この補正予算、合併になってから大変はじめての大きい金額の補正予算となっております。そこで、河村議員と関連がするんですが、先ほどの旧愛知郡役所の設計業務委託料1,700万円ではありますが、全員協議会の中でも説明がありました。基本的に実施設計、基本設計、耐震そして調査費ということが1,700万円が計上されておりますが、そこで再度確認をさせていただきたいのですが、町の里道・水路は1,000㎡あるんだと、そして県有地が800㎡あるんだというお話もお聞きしましたが、その等価交換をされるということも聞いております。その概算の単価でもけっこうですので、再度その㎡単価をお聞きしたいと思っております。

そして、等価交換するということは聞いておりますが、県からのお話を聞きますと、等価交換するにあたり、県が作業場を建てるんだということで県は等価交換に臨んでいるというお話を聞いております。その辺りがご存じなのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

今、町長がアンケートも取らないということで、河村議員の答弁をされましたが、

今日まで協議、全員協議会の中では町長は報告なり、そして協議なりは 10 数回してきたということで経過経緯を説明されました。それは当時は副町長時代であって、今の町長となってからは、そのような協議が少なくなったのではないのかなと思っております。もっと、このように議論するならば、もっと全員協議会ならびにもっと協議が必要でなかったのではないのかなと思っておりますので、町長に答弁を求めたいと思います。

ただ、どの社会資本整備事業の交付金をいただくということで、どの事業に対しても前倒しということがなっております。この郡役所の方もスケジュール等も見せていただきました。それも言いますと、もう逆行めのスケジュールだと思います。28年度の社会資本整備事業の終る、28年度からの逆算の行程表でありました。それはどうかと、全員協議会の中でももっと熟慮すればいいのではないのかなというご意見もあったと思いますが、その点についても町長の答弁を求めます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** 本田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、土地の単価でございますけれども、現時点では私らは知っておりませんし、たぶん県もまだ土地鑑定評価はしていないと思うのです。土地鑑定評価ができた後に単価をして、公有財産審議会にかけまして、もし等価交換がまとまれば愛荘町の方も公有財産審議会と言いますか、1つのところにかけるということになりますので、現在の時点では㎡単価は全然いくらかというのは聞いておりません。

それと作業場というのは、ちょっと申し訳ございません。私は聞いていないので、もし部長が知っているようでしたら、その作業場というのは何かというのはお答えさせていただきます。

そして、町長になってからの話がなかったなというお話なんですけれども、確かにそれはさせていただいていません。しかしながら、3月5日に就任させていただきまして、それ以前からこの愛知郡役所あるいは愛知高等との話は、ずっと私もどちらかと言えば中心になって進めてまいった経過がありますので、それはあい的事实というような気持ちがありましたんで、もう少し進展したらお話をさせていただくというふうなことで思っておりました。ですから、特に誠に申し訳ございませんが、お話はさせていただきます。今回になったということでございます。

それと、社会資本総合整備交付金、あとは確定しているから前倒しでやっているん



じゃないかというお話でございますけれども、元々この郡役所、愛知高の話がでていない時代です。郡役所はその時には社会資本整備というのはまだあまりはっきり出ておりませんでしたので、合併特例債でやっていくというような方向を持っておりました。そこへ、この現ナマ交付金が来るということになりましたので、その最終は28年度、議員ご指摘のとおり、28年度を最終において、最終から追いかけてきたのと違うかという話なんです、それも絶対いがめない行程にはなっております。

したがって、28年度に完成させて交付金を皆もらおうというような感じで進めておりますので、28年度が厳しい行程かどうかというのは、まだ総合政策部長に答弁させますけれども、最終の期限において、前倒しとは言いません、それは行程を組んできたということも事実でございます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） それでは、作業場につきましてですけれども、まず1点目、県下の高校で里道・水路等がこうやって残っているのは愛知高等学校だけではなくて、これを県教委として整理していくということを聞いておまして、その中の1つが愛知高等学校であるというふうに最初聞いておまして、その中で作業場というのははっきりとした話では聞いておりません。とにかく、そういう形で不適切に整理ができていなかった土地があるということで整理していきたいということを考えておるということを聞いております。

2点目の行程の問題ですけれども、やはり今町長が申し上げましたように、かなり厳しい状況がございまして、効率よく事業を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君。

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹、質疑をさせていただきます。今金額がわからないというのはあれなんです、以前、部長と話した時にはだいたいの金額を私は聞いております。800㎡の方、約2万円だと、2,000㎡の方は6,000円から8,000円、その辺だったと思うのです、6,000円か8,000円かわかりませんが、そういうような話はされたでしょう。知らないのはどうかと思います。だから、確認のためにということでお聞きしております。

そして、等価交換ができるのも、早くても年内にできるかなという話だったと思います。ならば今の行程で行くと、中々間に合わないのではないのかなと、うまくいけ

ば。私としゃべっている時と、その時は正副委員長と話をされたと思います。個人的にはしゃべっていないので、総務産業建設常任委員会の正副委員長に、これをあげるまでに報告をしたいんだというお話で、私と副委員長がこの話を聞きました。

その時にその話がでていたんですよ。今は知らないというのはどうかなと、その時も厳しくもっと議論をする必要でないのかということも、町長に伝えてくださいという話もさせていただいた経過があります。今の答弁では全然納得が私にはできません。

また、指定管理で進んでいくのもありきじゃないでしょうか。先ほどの町長の答弁、河村議員の中の答弁でも、保存の反対する人がランニングコストのことを言っていたと、それはやはり指定管理のことを言っているのか、町単でいくのかわかりませんが、スケジュールの中にも指定管理と、もう載っていましたよね。全員協議会の中でも町長が年間どれだけかかるから、600万円、700万円それが1,000万円という数字も出てきました。これは今後、その指定管理になるのか、町が維持するのかわかりませんが、今後ずっと1,000万円以上が続いていくわけです。そして愛知高等学校の中に曳家でもっていくんだという話だと思います。

今の郡役所を門の中の入るだろうと、今わかりませんが、けれども、今どこの学校、小中学校でも子どもたちの安全対策のために、門は閉まっていると思います。例えば、そんなのを持ってきた場合に門を開放して、どのような子どもたちの安全対策ができるのか、誰でも入ってきたら、学校側はどないして管理ができるのでしょうか。私はそれがちょっと納得ができない。

その例えば、学校への安全対策です。町民の憩いの場で誰が来ていてもいいんです、そこには、カフェ、パン工房、麻織物、いろいろありました。けれども、そこに居る高校生ならびに養護学校の子どもの安全対策が全然示していただけなかったのは現実だと思います。それについて答弁を求めます。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** まず、第1点目の800㎡が2万円、そして2,000㎡が6,000円というのは私は全然熟知しておりませんので、申し訳ございません。

順不同になるのかもわかりませんが、仮に土地を交換して、いわゆる門が町道外へ出るという話なんですけれども、それは我々も、我々というか私は元々頭に置いております。ですから、もしうまく土地の交換がいつか今の建物を曳家ができたとなれば、門は南側へ移設するというので、それについては課題として県に打ちます。

それは県はどうするかは一切言っておりません。ですから、今現在でも学校生が外へ出ることは規制しておりますので、ですから、それは絶対必要やと思います。そこについては課題として受け止めております。

ランニングコストの話がありましたけれども、あくまでも指定管理にするかどうかというのはまだ何も決まっておられませんし、この前、竹中議員の一般質問でもご答弁申し上げましたように、やはり NPO 法人もありますし、それだけにつくっていくのか、あるいは、これは一例として申し上げましたけれども、株式会社制度で管理していくのかという話の中で一度皆さんの意見、皆さんの意見というのは学識経験者とか、あるいは地域おこし協力隊等がおりますので、そうした人が一番どのような形で管理していくのが一番いいのか、そして、ランニングコストも実は私自身は以前からは、多くても、多くてもというか、少なくとも 1,000 万円ぐらいはかかるというように思っていたので、200 万円や 150 万円ではまあ済むということは思っておりませんでしたので、この前は 1,000 万円ということを行いましたけれども、何も根拠はありません、1,000 万円。実際にあれぐらいの面積の建物を管理している状況を見れば、もっと安くいっているということです。それはあくまでも光熱水費ですので、そこへいろいろなソフトを加えていった場合に、あとどうなっていくかというのは、これからの検討の課題ですので、この 1,000 万円というのは一人歩きしても困る問題ですけれども、1,000 万円というのは何も自信を持って、これとこれがこうだから 1,000 万円というお話はさせていただいてはおりません。それで、

指定管理の話につきましては指定管理ありきでは進めておりませんので、これについては。これはあくまでも皆さんとの協働の中で利用していただくというような位置づけを考えておりますので、最終的にそうなるかどうかわかりませんが、現在は指定管理ありきでは今のところ考えておりませんので、今後どうなるかはまだちょっと疑問でありますけれども、以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） まず、単価につきましてですけれども、確かにお話をさせていただきました。その時には「警部交番の売買単価の中で推測したらどうなるか」という形で、表の土地につきましては立地として近いので、その単価に近いのかなというお話をさせていただきまして、内部につきましては、もう少し安くなるんじゃないかということで、もちろん県から聞いた数字とかそういうものではございま

せんで、一定のその時には等価交換と申しまして、差金が生じまして、以前から町長が申し上げていますように、差金が生じた場合、愛荘町が払うようなことになった場合は、この事業はととても進められないということで、予想という中で、愛荘町がお金を払うというようなことにはならないだろう、ならないということで、推測で申し上げたわけございまして、県からこういう額という形では聞いたわけではございませんので、すみません、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 9番、本田秀樹君

○9番（本田秀樹君） 9番、本田秀樹君、質疑をさせていただきます。

最初の時は「単価がわからない」と言って、今は言ったとかですよ、県には聞いていないけれども、だいたいのを申し上げたと。なぜ、そんな最初と次の答弁が変わってくるのですか。差金も出るということも話をしていますでしょう。あれは5月1日です。正副委員長に話を聞いてくれといったとき、1ヵ月経ってなぜ変わるのですか。あくまでも概算ですがということをおっしゃったわけですよ。

それなのに、先ほど最初にはこんなことはわからない。次にはそう言いました、差金かと。だから、私はその時にも前にも言ったはずですよ。800㎡だったら1,600万円かかるじゃないかと、2,000㎡で6,000円だったら1,200万円だと、その差額はどうするのですかと聞きましたよね、差金が出ることに對して。なぜこういう場で、ころころと変わるんですか。やはり言葉に對して責任を持っていただきたいと思います。

そのために、部長ならびに課長、正副委員長が報告をしたいからということで、時間をとったわけですよ。その前、4月28日には正副議長にそういうことを申し上げたわけでしょう。そういうことを出したいからということで、物事は順番どおり進んでいるのですが、答弁が全然なっていないと思います。

やはり、正副委員長に言った時の言葉をしっかりと重みを持ってもらわないと、言った言わんの話と違いますでしょう。なぜ、変わったか、金額、最初の質問と最後の途中で金額を言った、その点しか答弁は求めませんので、これで終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） その説明をさせていただきました時に、「単価はまだ出ておりませんのでわからない」ということをお話したと思います。

それで、やはり警部交番等の単価が当然参考になるんじゃないかという申し出が、お話がございましたので、警部交番の時には確か、㎡当たり2万円だったという話を

させていただきました。また、内部の土地につきましては、それより安くなるんじゃないかということを知っていましたので、㎡ 8,000 円ぐらいになるのかなということで、勝手に、ごめんなさい、推測で述べさせていただきました。

けれども、それもその時に申し上げましたとおり、まだ県から何も聞いておりませんでしたので、単価がいくらになる見通しはどうだったと言われましたので、そういうことを申し上げたということで、まだ単価等が決まっていないということにつきましては、お話ししておるとおりでございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 部長を擁護するわけでも何でもないのですけれども、いわゆる交換すると言っていますけれども、もう今 800 ㎡というのは、ちょっと今はじめて聞いたのですけれども、いわゆる何と何を交換するというのは、実は今の郡役所の土地は私のところの土地と違いますので、あの全体を交換するということは一切思いませんので、もし町有地の中、いわゆる里道・水路でそれ以上の土地があればそれで等価交換的な換地をしますけれども、愛知郡役所を曳いてこっちへ持ってきて、できれば前に道路、道路位置指定なり町道認定が取れるような面積が欲しいというようには思っていますけれども、その面積が何㎡で、相手の土地が何㎡で、それを等価交換するという話まではまだいっていないと、私は認識していますので申し訳ございません。

また、そこら辺は決まってきたら、また皆さんにはお知らせさせていただきますので、今具体的に何㎡と何㎡を交換するというのは、実は事務的に出ているかも知りませんが、まだ私までは認識はしていませんので、逐一出していきますのでよろしく願います。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ございませんか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほどの郡役所の件で質問をいたしたいと思います。先ほど、部長が申された答弁の中で二転三転変わっておるということは歪みがない事実であると、あなたの方から正副にお話を聞いていただきたいということで寄せてもらいました。その時の話の内容は先ほど本田議員が言ったので、私がもう繰り返し言うことではございませんけれども、単価面もアバウトというか、ある程度の単価はあなたから提示された。それで私はいつも、いつもというより、あなたにもその時に言ったと思うのですけれども、いろいろなことでも、この件についても、

十分な熟慮をすることを考えながらやっていくということだけは申し上げておきますよと、先ほど聞いていると、あなたが二転三転するような熟慮の協議、そういうことだったですか。ここで議事録に残るのですよ。住民が何を求めているか、そういうようなあやふやなことだから、住民は住民のアンケートなり、いろいろな気持ちを聞いていただきたいと、これではないのですか。

町長はアンケートは今のところは考えておりませんと私の一般質問でも答弁はなされた。しなしながら、住民がそれ以上の気持ちを持ってきた頂点に達した時には、それはまた取るか取らないかは、これはわかりませんが、取らざる得ない場面も私はないとは言えないと、そういう認識を持っております。

この件につきましては、私は先日ですけれども、先日と言っても何か月のことですが、ある議員にも言ってあるというようなことを、住民の方から一度お出合いしたいと、こういうことで私寄せてもらいまして聞いておりますと、約 50 年前に今の郡役所を、今は当時の棟梁である方は亡くなっておりますけれども、その棟梁についてお仕事をした 6 名の方々が、その中で 1 名だけが現在健在でお方あります。その方の曰くをそのまま私は聞いて、この場で申し上げますけれども、50 年以上前にあれを補修というのか、改造というのか、させていただいた時のあの中、今あら隠しと言いますのか、ここでもそうですが、それをめくっていただいたらわかりますけれども、継ぎ足して継ぎ足しての柱でやらせてもらったと、ホドウについても私がそこへ都合したのだから、そういうものが本当に建物として値打ちがあるのか、尋ねられた。そういうところも十分に調べていただいて十分な議論をしてもらいたいと、こういうような申し出をいただいております。現実にはその方はお仕事をした方ですよ。今 80 歳です。元気で健在でお方です。これは申し述べておきます。

それから、関連になりますけれども、先日、大津の方に会議に寄せてもらった帰りにたまたま大津から一緒にさせていただいた方が、「竹中さん、いよいよあそこ建てはるらしいな」と、「どこですか」と言ったら、今のインターですね、建築にかかっています。「あれはしかし、竹中さん」、その方もそういう今のインターの関係のいろいろな方、いろいろ面でもご尽力をし、いろいろご協力もいただいた方が申し上げておりましたけれども、「もう少し考え方がなかったのか」と、おそらくこれから先、町の重い荷物になると私は思うけれども、わかりませんが、わかりませんがと言いますけれども、あれだけのスペースの中で、実際にあの場所に本当にあの建屋に求めて、こ

の人がどれだけ思った、そういうことも聞かされ、それに引き替え、私は郡役のことは一切申し上げず、話をする予もありませんし、そういう言葉も聞かされながら、この郡役所については十分な議論を重ねて、私は先達でも町長にも言ったと思いますけれども、いるものは致しかたないやないかと。そういう言葉に頼らなくても住民が理解と納得があれば、いるものには等価していかなければ仕方がない。これが住民とあなた方が言うパートナーシップや、そういうことを私は言わせていただくことについての答弁をいただいております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） すべてがすべて、答弁できるかどうかわかりませんが、ご了解いただいて、50年前に修理された方のお話、よくわかります。私も何回か入らせてもらっていますけれども、通柱はありません。必ず、確か継いでいると思います。

しかしながら、平成13年に旧愛知川時代に、いわゆる町指定文化財をやるというような話もありまして、京都近代建築史研究会、京都工芸繊維大学があるんですけども、その方々の先生方に見ていただいて、当建築の文化財的価値は極めて高い、しかしながら、曳家は無理だろうというような話、その時は豊満神社の近くに曳くというような話があったやに実績の中では、実績というか議事録の中では書いておりますので、ですから、遠くまであの状態を曳いていくのは無理だろうと、今は建築美術はかなり進歩しておりまして、私は素人ですのでわかりませんが、一旦曳家する場合は、あそこを耐震をきちんとしてから曳くということになると思いますので、それにつきましては、この前も答弁させていただきましたけれども既に町指定文化財の研究会みたいな検討会を設けておりますので、その中も専門家の先生方がおいでになりますので、そこら辺で本当にできるのかできないかというのは、もう一度きちんと精査をしていただくということになろうかと思っております。

SICの関係ですけれども、SICは議員各位におかれましては、すべてあそこへインターをつくるということにご尽力いただきまして、いろいろと国会の先生にもお世話になったわけなんですけれども、その時に以前から言っていますように、インターができただけではあかんへんど、インターができたらあそこは元々、あそこへインターを誘致するのは活性化インターやという位置づけの中で国交省等へ旧秦荘町から誘致を課題にしてこられたという経過もあります。

ですから、ちょうど、そこへインターができると決まった時に、インターだけでは

あかんということも実は県あるいは国からも聞いております。じゃあ何がいいのかと  
言ってもなかなか土地の大きさにも規制がありますし、じゃああそこに何らかの形で  
活性化施設ができたならということで進めさせていただいたのが、実は契機でも、契  
機というか、始まりでございますので、ですから、おっしゃるように、将来にわたっ  
て重い荷物になるのじゃないかというようなお話もあろうかと思えますけれども、そ  
こら辺は何とか知恵を出し合いながら、誘導できるような形を何とか考慮して、あそ  
こを活性化していくというような形を今後も考えていって、決してあそこがもうあか  
んわというようなことにはならんように、行政も一生懸命やっていますので、これ  
から、するように認識いたしております。以上です。

○議長（吉岡 弘三子君） 総合政策部長

○総合政策部長（林 定信君） 5月1日の話し合いの時に本田議員の方から交換地  
の面積等について質問がございまして、その時にまだ確定はしておりませんのですけ  
れども、まあ約、町有地の里道・水路については約 2000 m<sup>2</sup>ぐらいかなと、こちらに  
ついてはそれの入口の西側部分については約 800 m<sup>2</sup>ぐらいかなというのは申し上げま  
した。単価につきましてはちょっと本当にその時点ではわかりませんということでお  
話したんですけれども、当然、愛知川警部交番の単価が2万何がしということで、そ  
れが参考になるんじゃないかなということで申し上げまして、それについては愛知高  
の入口の部分につきましてはそのぐらいでしょうかねという、中につきましてはや  
はりその形状等から、それよりは安くなりますという中で、愛荘町としては何とか差金  
が、町が負担になるようなことはならないというふうなことを聞いているというお話  
を確かにさせていただいております。

また、もう1点、竹中議員の方から郡役所の価値でございますけれども、確かに私  
の建築につきましては専門ではございませんので、諸先生方の過去の分析から建築学  
的な価値をそのまま認めるということでございますけれども、それ以外につきまして  
やはり愛知郡の中心が愛知川地域であったということ、そこにだから愛知郡役所が  
建てられた。元々郡役所というのは町中に建てられておったんですけれども、例えば  
豊満寺の一部の施設を使って、一時期郡役所があったということも歴史的に裏打ちさ  
れています。その後、街道の中では土地が確保できない中で、愛知川の町筋から東側  
に出た最初の土地ということで、その後、今現在役場もございまして、愛知高もござ  
いまして、公民館等もございまして、そういう中で、この愛知川の発展の東側



地区に発展する1つのきっかけとなった建物ということで、そういう意味でも歴史性が非常に高いということで、今さら全国の中での郡役所の数とかまでは申し上げませんが、滋賀県内では唯一残っております。確かに建築から90年以上経過しておりますので損傷は激しいのは事実です。私も雨漏りが発見された時に実際建物の屋根裏も上りましたし、だいぶん庇の先とかが何回も雨漏りしている状況が確認いたしましたけれども、それでも骨格については比較的状态はいいのかなというのは自分で確認しておりますので、その歴史性を、これからも活かしていくという意味では価値のある、再生事業については価値のあるものじゃないかなという認識しております。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 1点、ちょっと聞かせていただきたいのは、先ほど部長が申されたように、等価交換です。町長も答弁していただきましたように、計算で差額はありますよね、いずれにしても。部長の曰くを聞いて言いますと、「町が持ち出すようなことであれば、この事業は難しいんだろう」と、確かに言ったと思う。そういうような事態がきたら、難しいということだけは間違いありませんのですね、それが1点と、執行部、あなた方がこの事業に何をかけているのか。こういうようになったら難しいだろうとか、あなた方の答弁をそのままともに聞いていたら、住民は不安でしょうがないよ。私ら議員各位も不安でしょうがないよ、ええ。何をやろうと思って意気込んで、いろいろな説明なり、答弁なりしていただいているのか。こういうふうになったら、難しいとか、先ほど言ったでしょう答弁で、部長、そんな今のこの場でも、こういうようなものの答弁の言い方や。

私は今だけと違いますよ。以前からでもいるものは、仮にですよ、郡役だけとは限っていませんよ。これは理解と納得であれば、いるものはしょうがないかと。いつも全協でも言わせてもらっている、ただし、理解と納得やで議員各位の、そういうような答弁をするということについては心外だ、再度答弁を求めますわ。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 先ほども等価交換の時はメーチング問題の話をさせていただきましたけれども、1,000㎡と1,000㎡を交換するのであれば、それは当然交換差金というか、等価交換であれば差金が生じてまいります。しかしながら、先ほども言いましたように、今現在考えておりますのは、まず里道・水路の面積が確定しておりま

せんし、その確定した段階でその面積を、まあこっち、こっちと言ったらおかしいですけれども、愛知高の方へ持ってきた時に、その面積の価格体、価格部分が曳家の建物の底に来る面積ということを考えておりますので、等積等価を最初は言っていましたけれども、言うというか考えていましたけれども、等積はほとんど不可能になったということですので、等積じゃなく等価交換と言っていますので、仮に県に、里道・水路で、先ほど800という話がありましたが、もっとあるように思うのですけれども、仮に800として、800とこちらの値段を比較して600しかもらえなかったら、600で、その建物を曳いて建つのであればそれはそういうようにするというので、その基礎をだいたいできているというように認識しています。

この事業をやるというのは今コンセプトを毎回、毎回言っていますけれども、旧愛知郡のシンボル施設であるということと、愛知高等養護学校がここへ来て、やはり実習施設の一画として、社会性・自主性を持たすための障がいのある子の、まあ言ったら出口というのですか、出口も確保するというので、これは絶対やっていきたいというように思っておりますので、極端に換地差が出てどうのこうのになったら別ですけれども、県と話をした時から、交換差は絶対町は出さないよと言っていますので、じゃあ出さないのだったらやめるということは一切向こうには言明もしていませんし、これはやっていくという基本において進めておりますので、そこら辺は面積の差とか、そういうようなものでクリアしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというように思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 総合政策部長。

○総合政策部長（林 定信君） 申し訳ございません。今町長答弁ございましたけれども、以前から町長の話の中で差金が生じて愛荘町が負担することになると、その事業ということを知っておりましたので、私もそのことを面積とか各額が確定しない段階ですけれども、県の方にはそれはそういうことにはならないだろうねというのは何回も県の方も確定していないのはっきりした返答はしないのですけれども、それは何度も念を押して、この交換の事務については進めさせていただいたという経過でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。1つ、道路新設改良費、56ページのところで、私自身が認識というか、説明の取り違いという部分かもわかりませんが、測量設

計業務委託料、愛知川栗田線、8号線から踏切までの工事というふうに聞いているんですけども、そういう状況でそういう認識でちょっとお尋ねします。道路改良工事移転補償と、こういうのが出ているのですが、あえて関連的に、こういうのは同時に合わせて踏切の拡幅また新幹線の線下の道路の拡幅とか、そういうものも平行して、もしこの栗田愛知川線の事業進捗の中で、そういう工事を、当然まだされていないと思いますが、されていくと、言っているのかどうか、そういうところを、ちょっとお尋ねをしておきます。

今、郡役所の話は熱心に討論されているわけですけども、当然それぞれの議員自らも質疑の中で議員各位というところで、当然個々の捉え方、また視点も、またその事業における価値観が違ってくるわけです。こうした中で、新聞紙上等でもどうしても郡役所のみが表に出ています。そこで、じゃあ旧近江銀行跡地についてですけども、改めて我々がそういう認識を持っていただけないかなという思いでお尋ねするんですが、旧近江銀行を残す、保存していくということの話の時期はいつであったのか。確かに、あの街道交流館と言いますか、中山道を何とかしていきたいという思いで、旧の愛知川町時代にサンキョウストアというものがあって、そこの敷地を買収した。そしてその次に何年か経ってからだと思うのですが、その空地等の利用で、またもう1つのスーパーの跡地を購入するということが出てきています。今度新たに、その空地、町有地が生まれた中で、改めて街道交流館事業として旧近江銀行跡地を買収する。このアングルの用地買収が進んでいるわけです。

ですから、よほどこの事業は、この町有地の現在の町有地と新しく考えているまちづくり施設、これとがしっかりと計画されていないと、本当によい、まちづくり風景をつくりあげていく、その基礎となり得ない。単に駐車場にしていれば、本当にそれで終わってしまうという、そういう状態になる。だから、郡役所、郡役所といろいろな論議があるんですが、そのいずれも結局、旧の愛知川町がそういう町有地を確保している中で、改めて旧の近江銀行を購入したというのは、やはり本町が歴史的建造物を大切にしていって、要するに、一時はスクラップ&ビルドと言って壊していった新しいものを建てようという、それが経済の活性化を図ろうという時代がありました。それからもうまことしやかにそれが当然のように動いていました。しかし旧の愛知川町はそういう施設建設に進まないで、考え方が違って、まちづくりの方向が変わってしまいました。あえてスクラップ&ビルドではないのですが、貴重なものを建てたのが図

書館です。どちらかと言えば、しかも本当に全国に発信できる図書館をつくりあげた、だからそういう哲学がしっかりと入っている施設、ですから、郡役所で確かにどうであるか、こうであるかはいろいろな建築的な観点から、また歴史的な観点から、そうしたいろいろな見方があったり、もしくは保存活用の仕方という議論に発展していったり、それぞれ議員各位も視点が違って、その視点が当然議論になってどういうものを仕上げていくかということになります。

しかし、近江銀行に対しては一切そういう議論はしていないのです。ただ単に古いものを進めていこうということです。確か、数年前にそういう東京の大学生たちやら、そういうまちづくりに関わった人たちの歩きの中で、そういうような協議はありましたけれども、じゃあこの議会でそういう議論があったのは確か産業建設課の方から観光課というのか、そちらの方からそういうまとめあげた提言集、それが出てきたと思うのです。

ですから、私はやはり、この町は歴史的建造物を残してどう活用するかというその姿勢は変わっていないんだと思います。だから、そういうようなもので、しっかりととらえて、当然中山道の方は町有地がいくつもあるわけですから、それをしっかりと考えた上での近江銀行跡地の活用の仕方、全然郡役所の保存の活用の仕方はまた歴史の長い歴史を積んできた中で、変化がしているという捉え方で、私はしっかりと愛知郡の中心地であったという象徴を残すべきだという考えは持っています。

ですから、改めて近江銀行ではどういう近江銀行を残すための経緯ですね、それはやはり答弁はお願いしたいなというふうに思います。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 町長。

**○町長（宇野一雄君）** 今現在の構想は部長の方からお答えさせていただきましたが、あそこ一体に街道交流館をやろうという話は、旧愛知川町時代からありました。私ども、実はここに就任させていただいて、18年でしたけれども、18年というのも街道交流館の協議会みたいなのが出ておまして、いろいろと議論はなされておりました。その時のターゲットというのはスーパーの跡地の2カ所について置かれていたというように認識しています。そこに新しい建物を建てて街道交流館をやろうというようなことで18年の9月議会に確か議会の場で説明をさせていただいておと思います。

しかしながら、今のRCの建物の2階建てで、その当時確か2億とか1億5,000万

円とかいう話がでてあったように思うのですが、その時は私もまだ来て間もない頃で、あんまり認識もできていなかったんですが、その中山道を歩かせていただいております、旧近江銀行の建物、あそこのちょうど天井部にあります彫刻というのか、モザイクが旧のコリント式の柱と言いまして、ローマのパンテオン宮殿に使っているのと同様やということで、外見を見させてもらってしまして、かなり価値のあるものということでした。

ただ、建物自身はかなりの老朽化がいつていまして、相当の手を入れないとできないのかなと、それだったら、この建物を活用した街道交流館をやった方が、近代的な建物ですけれども、いいだろうということで、一番最初にこれをお話を出させていたいただいたのが、実はちょっと途中は余り記憶にないのですけれども、森議員が街道交流館を含めた中山道の質問をやられた時に、はじめてこの話を出させてもらった、それが3、4年ほど前でしたか、ちょっと記憶が乏しいのですけれども、ですから、この時にいろいろとしました調査の中にも中山道の承継価値ということで、あの建物自身も残っておりますので、あの建物を活用して一帯をした方がむしろハード面をたくさんお金を入れるよしか、できるんじゃないかなということで、あそこへターゲットを置いたという経過はございます。

この詳細な計画につきましては、部長の方から答弁します。

**○議長（吉岡 糸子君）** 総合政策部長。

**○総合政策部長（林 定信君）** 旧近江銀行を利用した街道交流館の構想につきましては、私の把握していることでは、中山道400年祭、平成13年でしょうか、ちょっと時期はあやふやですけれども、その頃、平成13年から火がついて14年以降にずいぶん盛り上がった構想というふうに聞いております。実は私どもの調査では、それ以前から近江銀行を活用したらどうかというような構想がありました。その記録がその後わかってきたんですけれども、そういう中で、一貫して近江銀行という話があったんですけれども、その後、所有者の関わりの中でそれは無理だという中でその後、先ほど議員言われましたけれども、丸高ストアと具体的にはうを藤さんとかの土地を購入して、そちらの方に新築するような構想の方へシフトしていったと。それが平成18年の頃に一定まとまったということを知っております。

ただ、その後、合併等がありまして、それを更に具体化進化するようなことは止まってしまったんですけれども、改めて、旧近江銀行の所有者等の状況も変わって、また

商工会とかが非常に熱心に、商工会は元々旧近江銀行との関わりは深いものがあったようなのですけれども、その構想、提言がございまして、私ども過去のいろいろなプランができております、報告書も出ておりますので、そこで検討された材料を○にするのではなくて活かすような形で、もちろん、そのままでは正直使えないと言いますのは、今日においてはまちづくりとか、そういう中心となる施設の整備は以前は1棟だけ建てたらいいというような構想でしたけれども、それを中心にしたらいいということでございましてけれども、それは結局地域の発展に結びつかない、地域の人たちが潤わないという中で、その1棟を中心にして、それ以外の周辺の文化遺産というか、地域遺産を活かすような形で人がまち歩きするような形で少しでも経済的にはお金を落としてもらう。あるいは見ていただくという形で地域の価値を見直していただくということで、1棟だけではだめなんです、いつも小さなお金をかけなくても拠点を使っていかなければならないという方向に行っておりますので、私も旧近江銀行につきましては、その整備を中心に置きながら、中山道であるとか、そのひとつ東側の古い道沿いの文化財であるとか、その辺を活かすようなことを、ゾーンとして、広くさらに広げるなら、図書館びんてまり館、また近江上布会館、ゾーンとして価値を高めていかなければならないという形で考えてございまして、その中で郡役所もその枠の中に入るかなということを思っております。

実際、愛知川が、この旧近江銀行また郡役所も含めまして、古くからまちじゅうミュージアムという構想が動いておったという町でございまして、そういう中で古いものを活かしていくという発想が愛知川ではあったようでございます。ただ、残念ながら、それは具体化があんまり進んでいなかったと、構想だけで終わっていたというようなことございまして、私のその後いろいろと資料をあたっていますと、そういうふうな分析の結果は今日においても使えるだろうなという形で思っていました。

もう1つ、これは蛇足になるかも知れませんが、大正期のコンクリート造りのもの、旧近江銀行が片方にありまして、また大正期の木造が片方に、郡役所にあるということで、その古い建物、片やコンクリート、戦前愛荘町で唯一のもの、片や木造ということで、そういう話題づくりというか、古い価値を残して、これからのまちづくりをするということで、こういうふうな対照的なコンクリート、木造というのを残していくという意味での並行して進めるというのは、また話題づくりになるかなと。一面でそれぞれの建物のコンセプトに差をつくって、同じものをなつて、中途半端に

なっていけませんので、その差をつかってやっていくということ自体はなかなか苦勞していかねばならないと思いますけれども、その辺まあ意識して並行して進めるのは大変でございますけれども、やっていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 1点、ちょっと漏れましたけれども、この56ページの補償補てん及び賠償金、この8,850万円の補償費は実は愛知川栗田線とは関係なくて、41ページに町道長野外周道路2・3号線道路改良の債務負担行為があがっていますけれども、その関係でございますので、愛知川栗田線とはちょっと関係ないです。

○議長（吉岡糸ミ子君） 産業建設部長。

○産業建設部長（北川元洋君） 今ほど辰己議員の方からご質問ありました委託料の700万円の件につきましてですけれども、詳細につきましては課長の方から説明させていただきますけれども、今愛知川栗田線の関係が出ましたので、若干触れさせていただきます。

今、町では道路整備計画の策定に向けて作業を進めておりますけれども、ご存じのように愛知川栗田線は、東西へ抜ける町の主要な道路とは位置づけておりますが、ご存じのように、民家がギリギリまではびりついているというような状況でございます。一長一短に道路改良はできないという状況ではございますが、関係各位のご理解をいただきながら時間をかけながらも整備を図っていきたいという中で、昨年、区長さんの方にそういう計画、町としても重要路線だということでご説明もさせていただきました。そのあと、やはり町として一定の法線的なものも今後検討していかなくてはならないというもので、愛知川栗田線のそうした測量部分についても予算計上をさせていただいておるという状況でございます。

詳細につきましては課長の方から説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） 建設・下水道課長。

○建築・下水道課長（中村喜久夫君） 700万円の内訳でございますけれども、この委託料の中には5本の委託料という形で上がっております。そのうちの1本が愛知川栗田線ということであがってきておまして、中心線の決定と言いますか、法線の検討を26年度にやっていきたいというふうに考えているものでございます。

近江鉄道の踏切につきましても、協議をしながら検討しながら進めてまいってきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかございませんか。3番、伊谷正昭君。

○3番（伊谷正昭君） 先ほど来からお聞かせ願っている答弁であるんですけども、1つは郡役所の問題、それと街道交流会館の近江銀行、それと湖東三山のあいしょう館等について、確かに失礼な話ですけども、夢の持てない話が多すぎると、もう少しものづくりをするためには、やっぱりそのコンセプトをやっぱり大事にさせていただいて、それをやっぱり町民さんなり、皆さんに訴える、そういうことをお話をさせていただいたかった。面積がいくらとか、予算がいくらとか、そういう問題じゃなくて、それはあとの話でいいと私は思っております。まず、各それぞれの施設を残そうなり、保存しよう、何に使うかということを含めて、これはもう少し夢の持てる話、それぞれの施設の建設のコンセプトが全然聞こえてこない。

これは私たちはある程度歳を言っていますけれども、こういう施設を後世また次世代に残すためには、こういうコンセプトでつくっていくんだというお話をぜひ聞かせていただいて、住民なり、町民の皆さん方にPRできる、納得できるような、100%ではないんですけども、そういう話をぜひ聞かせていただきたいし、そういうある程度書いたものでも、あまり見ておりませんので、そういうことについてぜひ町長の答弁を求めたいと、こういうように思います。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） 伊谷議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおりでございます。施設、施設のコンセプトにつきましては、我々全員協議会の場で説明してきたつもりなんですけれども、なかなか我々の言ったことが浸透できていないということは誠に申し訳なく思っておりますので、今後できる限りペーパーで出すようにしますし、そして広報にもいろいろな施設につきましては、今後できる限り広報に載せていく、またホームページに載せていく等々の広報措置をとらせていただいて、住民の皆さんに極力知っていただく、いわゆるシャットリー、コンセプトというのはものすごく必要ですので、やる限りはそのような目的がなければやれないわけですので、そうしたことを今後しっかりやっていきたいと思っておりますので、できる限り、議会の皆さんにもペーパーで出せるような状況を考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕



**○議長（吉岡糸ミ子君）** なければこれで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論ございませんか。7番、河村善一君。

**○7番（河村善一君）** 議案第40号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）の反対討論を行います。

この補正予算には旧愛知郡役所設計業務委託料1,700万円が計上されており、住民の意思を無視した旧愛知郡役所保存ありきの行為であり、到底認められない。

1つ、一昨日6月10日、旧愛知郡役所の保存に反対する会代表の森野タツオさん他3名の方が、愛荘町長と愛荘町議会議長宛てに「町丸抱えの愛知郡役所の保存に反対する」として1,677名の署名を提出されました。

この署名文の提出にあたって、今日まで愛荘町郡役所の保存にあたって町の動向を注視してきました。平成25年度の愛荘町一般会計予算で旧愛知郡役所曳家基本設計業務委託料を見ておられたが、平成25年度中には執行されなかった。宇野新町長は今日まで旧愛知郡役所の保存ありきで一方向的に進めて来られたのではありませんか。住民の意見を聞いて来られましたか。ここに至り、有志により住民の意見を聞きたいと思い、町丸抱えの愛知郡役所の保存にあなたは賛成ですかの署名を集めました。この署名は愛荘町が旧愛知郡役所の保存することに反対するものであり、今日まで集めた1,677名の署名簿とともに提出するので郡役所の保存の再考を求めます。なお、今後も署名活動を進めていくと申し添えますと書いてあったと思います。

この署名にあたって、先ほども述べましたが、ある方が30軒に署名をもらいに歩かれたところ、30軒全部が反対の署名をされたと言っておられました。確率の問題であるが、訪問された100%のお家で反対署名をされるという事実を持って町長は郡役所の保存を強行されるのか。もし仮に、署名が住民の半数以上集まった場合には、町長はどう責任を取られるのか、今一度町長は住民の意思を確認するため、あらゆる手段を尽くしたのちに、多くの住民の望む郡役所の保存のあり方を検討するべきではないか。

以上の点において、町長が業務委託料の前に旧愛知郡役所を保存するかしないのか、住民の意思を聞くべきだと考えます。そのため、住民アンケートを取るか、住民投票を行った後に行うべきだと訴え、平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）に反対いたします。以上です。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** ほかに討論ございませんか。11番、森 隆一君。

**○議長（森 隆一君）** 11番、森です。

議案第40号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第2号）について賛成討論を行います。新町長体制の中での町の方向性を示す大切な補正予算ということを踏まえ、旧愛知郡役所庁舎保存事業や町道長野外周道路関連事業など、以前より懸案事項となっておりました事業の推進を図られた予算計上となっています。このような予算からしても、これからの愛荘町にとって大切なことは昔の資源をいかに大切に守り、現在から未来にどのような形で保存していくかだと思います。

また、もう一方ではこれからの時代、特に子育てに対し、どのような支援をするか、またその母親がいかに働きやすい環境をつくるにはどうすればよいかを、本気で考えなければならない時だと思われまます。

また、障害を持つ子どもたちに対しても、どのような支援の仕方があるかを考える時、ちょっと指導すれば一般就業や自立ができる子どもたちに対し、そのような場所を提供することも必要になってくると思います。その他年寄りのこともいろいろありますが、このようなことに配慮された予算になっていると思います。

また、10月から実施されます中学生の医療費無料化に係る福祉医療事業予算の計上は子育て世代に対し、大きな安心を与え、町の子育て支援、福祉の取り組みに対する姿勢を伺うことのできるものとなっております。

ほかにも初の試みである姉妹都市那珂川町での物産展の開催、地場産業の育成事業補助金の増額補正など、町長がかねてより掲げておられました観光産業部門の充実や人事異動に伴う適切な人件費補正等、各担当課との十分な調整の上での補正予算計上であることを確認いたしました。

今後も引き続き適切な予算執行・予算管理をお願いいたし、議員各位におかれましてもご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。以上です。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 起立多数です。よって、議案第40号 平成26年度愛荘

町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 日程第15、議案第41号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

**○住民福祉部長（川村節子君）** 議案第41号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

議案書63ページをお願いいたします。平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,124万円とするものでございます。

事項別明細書66ページの方でご説明を申し上げます。今回の補正は、職員の人事異動と昇格による人件費の補正でございます。歳入、一般会計繰入金で66万7,000円の減額、歳出におきましては総務費の一般管理費で給料、職員手当、共済費、合計で66万7,000円の減額をお願いするものでございます。

67ページには給与費明細書を書かせていただいております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 起立全員であります。よって、議案第41号 平成26年

度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第16、議案第42号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

〔住民福祉部長 川村節子君登壇〕

○住民福祉部長（川村節子君） 議案第42号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

議案書68ページをお願いいたします。平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,117万7,000円とするものでございます。

事項別明細書71ページの方でご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、職員の人事異動と昇格に伴う人件費の補正増でございます。歳入の部でございますが、繰入金職員給与等繰入金が157万7,000円の増、歳出は総務費の一般管理費で給料、職員手当、共済費、合わせまして157万7,000円の増の補正をお願いするものでございます。

72ページには給与費明細書を書かせていただいております。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第42号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 日程第17、議案第43号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

[住民福祉部長 川村節子君登壇]

○住民福祉部長（川村節子君） それでは、議案第43号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）をご説明させていただきます。

議案書73ページをお願いいたします。平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ544万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億185万3,000円とするものでございます。

事項別明細書76ページの方でご説明を申し上げます。歳入でございます。繰入金 その他一般会計繰入金196万9,000円の減、地域支援事業繰入金347万8,000円の減でございます。歳出でございます。総務費の一般管理費で196万9,000円の減、地域包括支援センター運営費で347万8,000円の減でございます。いずれも職員の人事異動、昇格に伴う人件費の補正でございますのでよろしくをお願いいたします。

77ページにつきましては給与費明細書を書かせていただいております。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（吉岡あみ子君）** 起立全員であります。よって、議案第43号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は1時半からとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時26分

**○議長（吉岡あみ子君）** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（吉岡あみ子君）** 異議なしと認めます。よって、日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（吉岡あみ子君）** 追加日程第1 議案第45号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設部長。

[産業建設部長 北川元洋君登壇]

**○産業建設部長（北川元洋君）** それでは、議案第45号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例についてご説明をさせていただきます。お手元の議案書ならびに制定条例説明資料をもって説明に代えさせていただきます。説明の方は議案書に基づいてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

愛荘町湖東三山館あいしょう条例 第1条は趣旨でございます。愛荘町湖東三山館あいしょうの設置および管理について必要な事項を定めるものということでございます。第2条 設置でございます。設置の目的を明記しております。地域情報の発信による観光振興を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目的とするというものでございます。第3条には名称および位置でございます。名称は湖東三山館あいしょ

うならびに駐車場、従業員駐車場という形になっております。第4条には事業を明記しております。湖東三山館は次に掲げる事業を行うということで、1号といたしまして地域情報および広域観光情報の発信に関する事、2号といたしまして地元特産品等物品の販売等に関する事、第3号といたしましてその他観光振興を目的とした事業に関する事でございます。

次のページをお開きください。第5条 開館時間でございます。5月から11月までを午前9時から午後7時、12月から4月までを午前9時から午後6時までとするものでございます。第6条につきましては休館日ということで、主な休館日は毎週火曜日とさせていただきたいと思っております。第7条におきましては行為の制限ということでございます。第8条につきましては利用の許可、第9条につきましては利用許可の取消し等。

次のページの第10条につきましては利用権の譲渡等の禁止、第11条につきましては使用料ということで、利用者が納める使用料と明記しております。第12条におきましては指定管理者による管理ということで指定管理者が行う維持管理、運営業務、また利用の許可に対する業務等を明記しております。第13条におきましては指定管理者の指定の手續、第14条におきましては指定管理者による開館時間等の変更、第15条におきましては利用料金ということで、指定管理になった場合、指定管理者が徴収する利用料金について明記をしております。第16条については原状回復、第17条につきましては損害賠償、第18条につきましては規則への委任ということで、全18条の構成となっております。

付則といたしまして、執行期日はこの条例は公布の日から施行するとなっております。どうかよろしく願いいたします。

**○議長（吉岡糸ミ子君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。議長発議により、議案第45号 愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定についてを、総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 異議なしと認めます。よって、議案第45号 愛荘町湖東

三山館あいしょう条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託しました。

---

**◎延会の宣告**

**○議長（吉岡糸ミ子君）** お諮りします。議事の都合により、6月13日から6月24日までの12日間、休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（吉岡糸ミ子君）** 質疑なしと認めます。よって、6月13日から6月24日までの12日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は、6月25日水曜日です。当日は午前8時30分から議会運営委員会、午前9時30分から全員協議会、午前10時30分から本会議を再開する予定ですのでよろしくお願いいたします。

そしてまた、明日から各委員会が始まりますので、どうかよろしくお願いいたします。

ご苦労さまでございました。

延会 午後1時32分